

四明知禮の生涯と著述

池田魯參

- 一、はじめに
- 二、四明知禮の生涯と著述
- 三、結

一、はじめに

鎌田茂雄教授を主任とする班研究課題は「中國佛教思想の形成過程」であり、この下で私が分擔した研究課題は、「天台思想の形成過程」である。

中國佛教思想の一部を構成する天台思想に關する研究であるが、これを極く大雑束に概観するならば、天台智顛（五三八―五九七）と、荊溪湛然（七一―七八二）と、四明知禮（九六〇―一〇二八）の、三者を掲げなければならぬ。

勿論、智顛の前には南嶽慧思（五一五―五七七）があり、後には章安灌頂（五六一―六三二）があるし、湛然の前

後にも論ずべきことはある。知禮の後にも萬益智旭（一五九九—一六五五）などは注目すべき思想形成を果している。しかし、中國天台思想の形成という視座で顯著な展開を指摘しようとするなら、斷然、この三者の教學思想がその代表となるのである。

したがって、私に與えられた研究課題も、この三者の教學思想にしぼられてくるのは當然のことであるが、本論では最後の峰を形成する、四明知禮の天台思想の形成過程について照明をあててみたいと考える。

本論は當初、(一)知禮の生涯と著述。(二)知禮の天台思想。(1)時代背景と思想形成。(2)知禮教學の特質。というような構想で論述されるはずであった。ところが、「知禮の生涯と著述」に關して、從來、総合的な研究がなされていなかつたこともあつて、最初の一章の論述に思ひのほかの努力を要し、原稿の豫定枚數を大幅に越えてしまい、今回はこれだけで終らなければならぬこととなつた。知禮が生きた時代背景やその教學思想の形成過程を検討し、かくして成立した知禮教學の特質が何であるのか、というような後に續く諸問題に關しては、後日の研究に待ちたい。充分に研究責任を果せないことを遺憾としながらも、とりあえず中間報告の意味を込めて、本論を提出する次第である。

二、四明知禮の生涯と著述

知禮の生涯をたどりつつ彼の著述の全貌を概観してみたい。

知禮の示寂後、一七五五年目に編集された『四明尊者教行錄』七卷（一二〇二年）の巻首には、編集者の宗曉（一一五

一一二一四）が撰した『尊者年譜』を収録している。それ以前に著わされた傳記資料を校勘し、その記事は最も信頼するに足るものと考えられるから、ここでも『尊者年譜』を根本資料として論述したい。

知禮の著述については、上杉文秀「天台宗典籍談」（『日本天台史續』昭和一〇年、昭和四七年國書刊行會復刊）大野法道「四明知禮の著書解題」（大正大學學報一輯・昭和二年）が総合的に列舉検討しており便利である。本論では、全面的にこれらの成果を活用した。

ただし、上杉文秀、大野法道の研究では、傳記との關連が無視されている。また宗曉の『年譜』では傳記を中心に、知禮の著述の全體には及んでいない憾みがある。そこで、本論では可能な限り、知禮の生涯にそつて全著述の成立のようすを究明することに充分に心がけた。そのことによつて彼の行動と思想形成の推移がより一層明確にされるはずであると確信する。

さて、『教行錄』の編著者宗曉は、序文の中で、知禮の一生を評して次のように記す。

法智生建隆改元。終天聖六祀。距今已一百七十有五年矣。所撰記鈔三十餘萬言。學者共宗。復有教門義章問答釋妨巨儒高釋往返書啓等。斷簡殘篇存者流逸。嗚呼。師一心講懺傳持四十年。脇不沾床。其應緣染翰。寧可以數量計。縱刊之於木石。書之於竹帛。亦千萬之一耳。宗曉末學無似。叨預教庠。竊睹師之垂言。雖片文隻字。咸爲釋氏之法。豈得以任其無沒哉。於是劇意訪求。僅得一百餘篇。以類銓次析爲七卷。目之曰四明尊者教行錄。四明迺所生得道轉法輪地。世珍其爲人。咸以是而稱之。台宗戶牖莫不依教立行以行顯教。庶教行二途成修行一轍。師嘗勗衆言。吾之或出或處。或語或默。未始不以教觀之旨爲服味爲杖几。今錄取以教行爲名。亦尊者之志焉。

法智（知禮）は、建隆元年（九六〇）に生まれ、天聖六年（一〇二八）に命終した。今にいたるまで一七五五年に

なる。師が撰述した、記・鈔は三十餘萬言で、學者はみなこれを尊んでいる。教門の義章・問答・釋妨。儒者や高僧との往復書簡など、斷簡や殘篇があつたが、それも逸失してしまつた。ああ。法智師は、一心に天台の教えを講じ懺法を行じ、傳持すること四十年。その間、横臥することもなかつた。機會があれば述作し、その數は計ることができない。たとえこれを木石に刊み、竹帛に書いたとしても、その千萬分の一にしかすぎないだろう。私儀、宗曉は、末學不肖の者であるが、かたじけなくも教庠（延慶寺）を預り、ひそかに師が示す言句を睹ると、一言一句が佛の教法である。どうしてこれを世に埋もれるままにしておけようか。このようなわけで一心に訪ね求めたところ、わずかに一百餘篇をえることができた。これを分類し順次に分けて七卷とし、『四明尊者教行錄』と題したのである。「四明」は、師が生れた地であり、悟りを得、說法した土地である。世間では師の人となりや賞で、みなこの地名で師を稱する。天台宗の門下は、教によつて行を立て、行をもつて教を顯わすのであり、教と行の二法が修行によつて一轍となることを庶う。師はかつて大衆をばげまし、「私の出處、語默の日常は、もとより教觀の宗旨を用いないことはなく、それを着、それを味い、杖とし机としてきた」といわれた。今収録して「教行」と名づけるのは、尊者の志にはかならない。

さらに宗曉は、『年譜』の最後を結んで、次のように記している。

宗曉伏讀三朝僧傳。十科選佛西聖之法取材盡矣。而吾祖法智以道供職。眇觀著述洪演興起大教。義解爲首。造寺造像。營福次之。生於舌根。舍利滅後儼然。神異有餘。遺身之際。雖爲楊文公勸請而止。豈以一時固阻外其道。矧復嘗然三指以供佛。斯亦捨身之支派也。大哉。往古高僧十法師其一而四焉。豈與夫事佛徒勞於百載者。同日而語乎。

私が三朝の高僧傳を讀んでみると、佛祖を十科に選り出し、佛法の人材を取り上げている。吾が祖の法智（知禮）は、佛道に奉職し、眇觀と著述を廣く演べ、大乘の教えを興したから、義解が第一である。造寺造像をなしたから、營福がこれに次ぐ。舌根と舍利が滅後も儼然として存したから、神異とするに充分である。遺身の際、楊文公が勸請して中止になつたが、だからといつて遺身の道がなかつたとはいえない。まして、三指を燃して佛に供養したことは、捨身の支派といふべきであらう。往古の高僧の、十科の法師の徳を、大師が一人で四徳も具えたことは偉大なことである。佛に事えて徒らに百載を勞する者と同日に語ることなどできない。

宗曉は、知禮の生涯を、「義解」と「營福」と「神異」と「遺身」の四種の徳で飾るのであるが、以下で明らかなく、この視點は實に要をえたものといえよう。

生誕

知禮の生誕は、建隆元年（九六〇）庚申の歲である。この歳の正月、宋の太祖皇帝（趙匡胤）は、後周の恭帝の禪りを受けて即位した。宋建國の歲が知禮生誕の歲となつたことを、『年譜』は、「豈非真人應運而賢哲間生乎。」（真人が天運に應じ、賢哲が世に生れるというのは、このことだ。）と象徴的に評釋する。

『明州延慶寺傳天台教觀故法智大師塔銘并序』（温州軍事判官將仕郎祕書省校書郎前監昌國東監胡昉撰）ならびに『四明法智尊者實錄』（開元三學院門人則全編）は、いずれも天聖六年（一〇二八）戊辰の歳の示寂。春秋六十九。僧臘五十四と傳えている。宗曉は、『宋故明州延慶寺法智大師行業碑』（推誠保德功臣資政殿大學士守太子少保。致仕上柱國南陽郡開國公食邑二千五百戶食實封六百戶賜紫金魚袋趙抃撰）では、「天聖五年」の示寂とするがこれは誤りであると校勘しているが、大正藏經四六卷所收本では、「天聖六年」に改まつている。宗曉の見た本では「天聖五年」

とあつたということなのである。

知禮というのは諱で、字は約言である。眞宗は、「法智大師」の號を賜つた。一般には「四明尊者」と呼ばれる。四明の名は地名であり、宗曉が序文に記したように、知禮はこの地に生れ、この地で得悟し、この地で說法し、この地で寂したのである。この外の地に知禮が移動したことを傳記資料は何も傳えないから、假りにそういうことがあつたとしても浙江省内に限られたであろう。行動範圍の點では、智顛や湛然の場合とはきわだつて相違する。

俗姓は、金氏である。前漢の、金日磾の遠孫であると傳える。この説は『實錄』を承ける。『漢書』卷六八の「金日磾傳」に、

金日磾。匈奴休屠王之子。夷狄亡國。霸慮漢武。而篤敬忠孝。七世内侍。本以休屠作金人爲祭天主故。因賜姓金氏。

金日磾は、匈奴の休屠王の子である。夷狄に國を亡ぼされ、漢の武帝に羈ぎ慮られた。しかし誠實につつしみ深く、忠孝をもつて七年の間、内侍として仕えた。昔、休屠が金人を作つて天主を祭つたことから、金氏の姓を賜つたのである。

とある文を、『年譜』は典故として引いている。知禮の祖先を前漢の休屠王の崇佛の事跡にまで遡らせ、その後の知禮の輝かしい偉業の必然性を示そうとしたものである。

しかるに金氏は後代には鄞縣（浙江省鎮海縣の西）の人となつた。父の諱は經。母は李氏である。

初め嗣息にめぐまれず、誠志をこめて佛に祈願したところ、夜中に、印度僧が一人の子を遣わし、「これは羅睺羅である」と語る夢をみた。生誕にまつわるこのような因縁で、幼名は「約言」と名づけたという。

出家

乾徳四年（九六六）丙寅の歲。知禮が七歳の時、母を喪うに及んで、急に出家した。

『塔銘』は、

師年七歲。屬母喪。謂劬勞匪易報。且號泣而不絕。由茲厭俗。急於出家。其父異之。遂不奪其志。始投太平興國寺僧洪選爲弟子。

師は七歳で母を喪うに屬び、母の劬勞に報いることができないといつて、號泣して絶えることがなかつた。このことで俗世を厭い、急に出家を志した。父はこれを異として、遂にその志にしたがわせた。始めて太平興國寺の僧、洪選のもとに投じて弟子となつた。

と傳えている。

遵式の『指要鈔序文』には、

師在童子受經。便能思議。天機特發。不曰生知之上性者乎。

師は童子の頃、經典の講義を受けては、よくその意味を思い議つた。これは天性の素質が發揮したものである。生れながらにすぐれた才能の持ち主とは、このことであろう。

と記している。

受具

乾徳七年（九七四）甲戌。一五歳で具足戒を受けた。

『塔銘』は「師年十五。受具戒而專探律部」、『行業碑』は「十五落髮受具戒」、『實錄』は「十五祝髮受具」と記す。

受學

太平興國四年（九七九）己卯。二〇歳の時、義通（九二七—九八八）に學ぶ。

『行業碑』には次のように傳える。

二十從本郡寶雲通法師。傳天台業觀。始三日首座謂之曰。法界次第。汝當奉持。師曰。何謂法界。座曰。大總法相。圓融無礙者是也。師曰。既圓融無礙。何有次第。座無對。居一月。自講心經。人皆駭聽。而驚傳之。

二十歳の時、本郡の寶雲寺の義通法師に従い、天台の業觀を傳えた。始めて三日、首座がいつた。「汝は法界次第を奉持しなければいけない」と。師はいう。「何を法界というのか」と。首座はいう。「あまねく一切の法相を總め、圓融にして無礙なるものである」と。師がいう。「すでに圓融無礙であれば、どうして次第するところがあるのか」と。首座は對えられなかつた。寺に居ること一月で、自ら『心經』を講じた。人々は皆おどろき聽いてこのことを傳えた。

太平興國五年（九八〇）庚辰。二一歳。圓頓の宗旨を悟了した。

『實錄』は、

師在寶雲及二載。厥父偶夢。其跪於通之前。通執瓶水注於口。自爾圓頓之旨。一受卽了。

師は寶雲寺に居ること二年にして、師の父はある夜、師が義通の前に跪き、義通が瓶水を執つて師の口に注ぐ夢を見た。それからは、師は圓頓の宗旨を一たび受けると、ただちに會得することができた。

と傳える。

太平興國六年（九八一）辛己。二二歳。義通の講席を代講した。

『行業碑』には、

居三年。當代通師講。入文鎖義。益闡其所學。

寶雲寺に居ること三年にして、常に義通師に代わつて講じ、文義を消釋し、益々、教學を闡らかにした。と記す。

端拱元年（九八八）戊子。二九歲。寶雲寺で學ぶこと一〇年にして、義通の歸寂に値う。

『鉅宋明州寶雲通公法師石塔記』（住延慶法孫文慧大師宗正撰）に、

俗壽六十有二。端拱改元龍集戊子十月十有八日示疾。越三日左脇而逝。既荼毘。門弟子收骨。藏于育王山之陽。寺西北隅禮也。

と記し、「知禮。遵式。子矜之高者」と記す。

晋住乾符寺

淳化二年（九九一）丁卯。三二歲。乾符寺内の小院に住する。

『實錄』には、

至淳化辛卯歲。受請于乾符寺乾符中問改曰承天今爲能仁綿歷四祀。諸子悅隨。堂舍側陋。遂遷于保恩院今延慶也。と記す。

『戒誓辭』の「戒辭」には、

既值鶴林。始遷乾符寺西偏小院。乾符寺中改承天寺。今爲能仁寺。西偏小院即今法華也。有寢無廟。學徒爰止。盈十莫容。又觀其密邇闐闐。

誠非久宜。遂圖此城東南隅。

義通師の入滅に値い、始めて乾符寺の西隅の小院〔乾符寺は、途中、承天寺と改め、今は能仁寺となつてゐる。西隅の小院とは今の法華院のことである〕に遷つた。そこは寢殿だけで廟堂はなく、學徒が止まつても十人も入れないほどの小院であつた。闔閭まぢに近く、久しく住するには不適であつたから、遂にこの城の東南隅に移つたのである。

といつてゐる。

『指要鈔』の序文（遵式撰）には、

師主乾符講席。諸子悅隨。若衆流會海。

師は、乾符寺の講席を主り、諸學僧は多くの川が海に集まるように、悦び隨つた。

と記している。

晋住保恩院

至道二年（九九六）丙申。三七歳。保恩院に住する。

『使帖延慶寺』には、

至道二年七月内。院主僧居朗顯通。捨保恩院、與知禮異闡。永十方住持。傳演天台智者教法。

至道二年七月の内に、院の住持の居朗と顯通が保恩院を喜捨して、知禮と異闡に與え、永く十方住持の寺とし、天台智者の教法を傳え演めた。

と傳える。

『延慶寺二師立十方住持傳天台教觀戒誓辭』の序には、

院丙申秋承舊。越十年經始陳修。己酉告成。石公勒石紀之。逮壬子凡十七年。咸安來學。

院は、丙申の年の秋に舊院を承ぎ、十年かかつて修建し、己酉の年（一〇〇九）に落慶した。石公（石待問）は石に勒きざんでこれを紀した。壬子の年（一〇一二）まで十七年間、すべての來學の人を安んじた。

と傳えている。

保恩院修建

至道三年（九九七）丁酉。三八歲。保恩院を修建する。

『皇宋明州新修保恩院記』（將仕郎守大常博士通判軍州兼同監市舶管内勸農事騎都尉借緋石待問撰）には、次のように記す。

先是此院締造年深。頽毀日甚。以至道三年。乃與餘杭釋異聞。戮力經營。適值丹丘僧覺圓。發心陳力。三載訖役。觀其土木瓌麗金碧交輝。先佛殿而後僧堂。昭是序也。右藏教而左方丈。便於事焉。（宗曉の取意鈔略の文）

以前、この院が建立されてから久しく年を経っていたので、その荒廢は日に日に甚だしいものがあつた。そこで至道三年、（知禮は）、餘杭の僧、異聞と力を合せて修營した。たまたま丹丘の僧、覺圓が發心し盡力して、三年でこの事業を訖えた。その土木の功は瓌れて麗しく、金碧に交輝し、前に佛殿、後に僧堂があつて順序よく配置されている。經藏は右、方丈は左にあつて、便利である。

保恩院の修建に際して、異聞と覺圓の協力があつたことは、『保恩院記』の原文で一層強調されている。明記すべき事項であらう。

咸平二年（九九九）己亥。四〇歲。専ら講教と懺法に務めた。

『實錄』には、

師自咸平二年已後。專務講懺。常坐不臥。足無外涉。修謁盡遣。

師は、咸平二年已後、専ら講教と懺法を行じ、常に坐して横臥することはなかつた。外出することもなく、人と會うことをさけた。

と記してゐる。

〔乞雨修懺〕

咸平三年（一〇〇〇）庚子。四一歳。この年は旱魃であつた。知禮は遵式、異聞と共に、雨乞いをし感應があつた。『行業碑』に、

偶歲大旱。師與遵式異聞二法師。同修金光明懺。用以禱雨三日。雨未降。於是徹席伏地。自誓於天。曰茲會僧事。儻未降雨。當各然一手以供佛。佛事未竟。雨已大浹。

たまたまこの歳はひどい旱であつた。師は遵式、異聞二法師と共に、金光明懺法を修めて雨乞いをした。祈雨すること三日しても雨は降らなかつた。そこで席を去つて地に伏し、天に誓つて、「この修法をして、もし雨が降らなければ、それぞれ一手を燃して佛に供養しよう」といつた。佛事が竟らないうちに、大雨が降つた。

と記している。

〔1〕『金光明最勝懺儀』（宋傳天台教觀四明沙門知禮集）一卷（大正藏四六卷所收）は、恐らくこの時の行儀としてみてよいだろう。

遵式は『金光明懺法補助儀』（宋天台東掖山沙門遵式集）一卷（同）を著わし、知禮の行儀をさらに増補し整理して

いる。すなわち(一)縁起。(二)按文開章以定銓次。(三)別明禮請灑散二法。(四)略明能請及所求離過。(五)總示事理觀慧所依。(六)補助正修十科事儀(十科は、(1)嚴淨道場方法。(2)清淨三業方法。(3)香華供養方法。(4)召請誦呪方法。(5)讚歎述意方法。(6)稱三寶及散灑方法。(7)禮敬三寶方法。(8)修行五悔方法。(9)明旋遶自歸方法。(10)明唱誦金光明典方法)の六節十科の構成で示している。

[2] 『釋難扶宗記』(宋知禮述) 一卷(『四明仁岳異說叢書』卅續藏九五套四册所收)も、この年の撰述であろうか。『佛祖統記』卷八の「知禮傳」で、『十義書』送遣の記事(大正藏四九卷一九二頁下)に「綿歷七載」とあるのにしたがえば、このように推定できる。

『釋難扶宗記』は、趙宋天台學における山家山外の論争の發端となつた『金光明玄義』廣略二本の眞偽問題を論ずる、知禮の最初の著述である。知禮の序文によると、晤恩は觀心釋を缺く略本の『金光明玄義』を善本とし、廣本は後人が附加したものであると判じ、源清、洪敏はこの説を承けて廣本を廢しようとした。このことを聞いて胥山の善信が、知禮に反論を依頼したので、本書がなつたと傳える。山外派の源清、洪敏の『難詞二十條』を論駁する。

咸平六年(一〇〇三) 癸卯。四四歲。日本の源信の使僧寂照が來訪した。

[3] 『答日本國師二十七問』(日本國師問。四明法師答) 一卷(『教行錄』卷四所收。大正藏四六卷八八五頁中)の序文に次のように記す。

皇宋咸平六年癸卯歲。日本國僧寂照等。齋彼彼國天台山源信禪師於天台教門致相違問目二十七條。四明傳教沙門知禮憑教略答。隨問書之。

咸平六年癸卯の歲。日本國の僧、寂照らが比叡山の源信禪師の、天台教門について相違する問目二十七條を齋した。

知禮は憑つて簡略に答え、問に隨つてこれを書いた。

この時の知禮の答釋は、多く源信の意に契わなかつたと傳えられ、問答について、横川安海の逸話などを傳えている。『本朝高僧傳』卷一〇に載する「源信傳」を参照。

二七問答の概要は次の如くである。

(一)問。法華三周の授記作佛は初住佛か妙覺佛か。答。三周の所授は八相應身の記であり、初住佛は分顯法身、妙覺佛は究竟法身である。

(二)問。身子が第六住で退し凡夫となることがあるか。答。初住斷見が別教の分齊であるが、六住で思惑が盡きず見惑の餘殘がある者もあるから、退義がある。

(三)問。化城喻品の塵劫成佛は實事であるうのに、なぜ『疏』は、善巧に四悉檀によるというのか。答。長時の修行を嫌う者のために方便と解するのである。

(四)問。多寶佛の本願によつて分身が來集する時、『大論』で説く、白銀や黄金の世界の佛たちも來るのか。答。經論で相違する例は少なくなく會すことはできないが、強いていえば菩薩と化して來るのである。

(五)問。龍宮は佛の神力をうけるか。答。海象は、佛の神力をうけて、寶刹、宮殿を見、王宮は自然に涌出する。

(六)問。『壽量品疏』に『大經』の超前九劫をいうが、經では、雪山童子の超十二劫をいうだけである。答。録者の筆誤か、後人の寫訛であろう。

(七)問。増道損生に遲速があるか。それは圓頓速疾の義と矛盾しないか。答。矛盾しない。問で「況復起信。和會諸經長短兩說。唯以三紙爲證理。天台不可違馬鳴也」と、『起信論』に權威を認めるのに對して、答で「若據起信。既

是通伸衍門三教。定說劫數之文。恐是別教教道之義。若云馬鳴天台不可相違者。如天台判本門記別則一向不用天親本論。本論尙自去取。況通申論耶」と記し輕視する點は注意される。

(八)問。聞經、一念隨喜の功德は無量であるのに、なぜ實相理觀を要するのか。答。隨喜には、內解深明、外事淺釋の二種があるからである。

(九)問。梵王、二乗の所見の事相の不同をどう解すべきか。答。法義をもつて文を定むべきで、文を専らにして義を失つてはならない。

(一〇)問。不輕の行は、久遠實成の前か後か。答。前であれば實因、後であれば淨佛國土の因である。

(一一)問。囑累品の疏にいう「三千三百那由他國土」は何を指すのか。答。理に據つて「三變淨土」を指す。

(一二)問。囑累品の記に、『正法華經』の誤を出し「寶掌菩薩離開爲二。更加寶印首」というが、經には「寶掌菩薩。印首菩薩」とあり、「寶印首」はない。答。傳寫に誤りが多く、存没は見がたい。記主が當時覽た本には、三菩薩の名があつたのであろう。

(一三)問。普門品の疏に「一人受多苦」とあるのは、「多人受多苦」と改めるべきである。答。寫誤であらう。

(一四)問。勸發品の記に「十地但斷十二品盡」とあるのはなぜか。答。日本傳來の記の寫訛である。宋地の本は、「十地但斷四十品盡。非斷伏極」とある。

(一五)問。最初の無教有佛の義は、無因の過に墮すのではないか。答。稟教の因はないが、內熏自悟の因がある。

(一六)問。南嶽の『法華懺法』には、「過去二萬億日月燈明佛。未來具足千萬光相莊嚴佛」とあり、經中にない「億」字、「莊嚴」字を加えている。答。南嶽は相似位の人であるから後世のものが削去すべきでない。

(㉒)問。國土の苦樂は、衆生に由ると、佛に由るとの二釋があるが矛盾しないか。答。因果からは衆生に因り、折攝の方便としては佛に由る。

(㉓)問。本門の得益の量を正す。答。「十萬」「大千」の文相にとらわれるべきでない。

(㉔)問。見思惑は、眞諦と俗諦のいずれが破すのか。答。いずれも破すのである。

(㉕)問。藏教佛の神通について、『止觀』は「一心一作。不得衆多」というが、それは『俱舍』や『大論』の義と相違しないか。答。相違しない。相違するところは意をもつて會すべきである。

(㉖)問。別接通の人に、即身十地の義があるか。答。「即身」は「即世」というべきであり、必ず經生歷劫し、後教に歸すべきである。

(㉗)問。超斷、第五品に至るを家たと名ずける等の『止觀』の典故は何か。答。新舊の婆沙を検する暇がない。

(㉘)問。性具性惡義と、『起信論』對治邪執門にいう、如來藏性善の義とは相違しないか。答。『起信論』で體具を談じないのは、別教の義である。

(㉙)問。『四教義』第一に「豈非無頓漸之異。不定祕密之殊」とある文は「豈非有」というべきでないか。答。和本、宋本ともに訛である。和本では「無」字を除くべきであり、宋本の「非頓漸之異」の句の上に「豈」字を加えるべきである。

(㉚)問。『四教義』第三の三藏教の菩薩行の説と、『婆沙論』の説は相違しないか。答。それほど相違しない。

(㉛)問。天台典籍に引用されている經論が、本文と異なるのはなぜか。答。山家の立義は、義を取つて文を寫すのではないからである。一見相違するようでも、實は相違していない。意をもつて會すればよい。

(問)『五百問論』は「妙樂大師造」というが、訛謬が多い。果して湛然の作か。答。宋地では本を缺き、評論することができない。

以上が、源信と知禮双方の問答の概要であるが、『法華經』、『止觀』、性具義、『四教義』、『五百問論』などをめぐって、日本と中國との天台研究の動向を傳え興味深い。殊に彼此における『起信論』研究の實態(七問答、二三問答)、あるいは「即身成佛」義(二一問答)に關する理解において對照的な立場の相違がみられ、源信の側における『俱舍』、『婆沙』の精緻な研究の背景をおもわせる問答となつてゐる。

景德元年(一〇〇四)甲辰。四五歳。一月九日『十不二門指要鈔』。『謝聖果法師作指要鈔序啓』。『上大雷菴長書』。『別理隨緣二十問』。『天台教與起信論融會章』。一月二十四日『四明法師復天童凝禪師第一書』。二月七日『四明又復天童第二書』を著わす。

[4]『十不二門指要鈔』(宋四明沙門知禮述)二卷(大正藏四六卷所收)の序に「時大宋景德元年歲在甲辰正月九日敍」と記す。

『指要鈔』は、湛然の『法華玄義釋籤』から離出別行した『十不二門』の註釋である。が、知禮教學獨自の説がみられ、なかでも、兩重能所(槌砧淳朴喻)、安心觀境、三種即(皮肉髓得法說批判)、波水喩釋、別理隨緣、理具三千變造三千などの諸説に特色が現われている。

以前に行なわれた、源清の『十不二門示珠指』や、宗昱の『註不二門』における眞心觀境説に對し、現起する介爾陰妄の心を解行の要點として、安心觀境説を打ち立てた。前に列擧した特色ある諸説も、この安心觀を證明する過程で現われたものである。

本書が刊行された後で、^[9]^[10]書にみるような、天童山景德禪寺の子疑から抗議を受け、後に本書の原文の一部を改めるにいたつたと傳える。すなわち、現行の『指要鈔』にある「然汝所引……今家妙談爾」の一文は、原は次のように書かれていたという。

此乃又超得髓之說也。可師之見意縱階此語且未圓。問今明圓教豈不論斷惑證理。及翻迷就悟邪。若論者何異持育之解。答。紙如可師。豈不斷惑翻迷。豈亦同前二邪。故知凡分漸頓。蓋論能斷能翻之所以爾。

[5] 『謝聖果法師作指要序啓』一通(『教行錄』卷五所收。大正藏四六卷九〇三頁下)は、當時、聖果寺に住していた邊式が『指要鈔』の序文を作つてくれたことに對する知禮の禮狀である。『指要鈔』の卷首に、「宋東山沙門邊式述」『指要鈔序』を收める。

[6] 『上大雷菴長書』二通(『教行錄』卷五所收。同九〇五頁下)は、一通は、『指要鈔』の刊本を呈する書。二通は、菴長の歸寂を弔む書である。

[7] 『別理隨緣二十問』一卷(『教行錄』卷三所收。大正藏四六卷八七四頁下)は、撰述年時を記さないが、恐らく『指要鈔』撰述と同時の頃と推定される。宋東山沙門邊式述『指要鈔序』に、「今時同昧者。於茲判矣。別理隨緣其類也」(大正藏四六卷七〇五頁上)とある記事などを合せて見るべきである。

『指要鈔』で示した「別理隨緣」の義を承けて、唯識宗は天台の別教にあたる、なぜなら唯識宗においては、眞如に隨緣の義を説かないからである、と主張する者に對して、本書は、それは別教ではない。別教の理には隨緣の義があるからである、と示す。

また、眞如の不變と隨緣を説く『起信論』の教理を、天台の圓教と同一視する者に對しては、それは別教の隨緣で

ある、と示す。

法藏の『起信論義記』の圓教は、隨縁は説くが、理具をいわないから、天台の圓教とは異なり、『義記』の終教は、天台の別教の一種である、と示す。

本書で〔3〕『答日本國師二十七問』で關説した知禮の主張が詳論されていると見ることもできる。

〔8〕『天台教與起信論融會章』一篇（『教行錄』卷二所收、大正藏四六卷八七一頁中）は、同ように撰述年時は不明である。が、前記『別理隨縁二十問』と一連の内容である。殊に、華嚴學と天台學との相違點を明確にすることに力點がおかれている。『起信論義記』と四教判の關係が論じられる。なかに「以五時八教。判釋東流一代時教。罄無不盡」と、諦觀錄『四教儀』の文が引用されているのが注意される。

〔9〕『四明法師復天童凝禪師第一書』一篇（『教行錄』卷四所收、大正藏四六卷八九四頁下）は、頭に「正月二十四日。延慶院住持傳天台教觀比丘知禮。謹修書復于天童景德堂頭禪師侍者今月十八日。僧使齋到長書一緘」と記す。正月十八日付の『天童凝禪師上四明法師第一書』に對する返信である。

正月九日に出た『指要鈔』の中に、「達磨門下三人得法而有淺深。尼總持云。斷煩惱證菩提。師云。得吾皮。道育云。迷即煩惱。悟即菩提。師云。得吾肉。慧可云。本無煩惱。元是菩提。師云。得吾髓」とあるが、この説は單なる傳聞で實證がないものであるとして、この説の削除を求めた子凝からの第一書に答えたものである。知禮は三人得法説は、宗密の『禪源詮集都序』の後集に出る説で實證があることを明かしている。

〔10〕『四明又復天童第二書』一篇（同、八九五頁下）は、正月二十八日付の『天童又上四明第二書』に答えたもので、二月七日の日付がある。宗密の記録は、禪宗の面目を失うものであるという子凝の説に對して、皮肉髓三人得法説の

所以を述べ、宗密の後集の説が流行したことによつて、天台は道育の「迷即煩惱。悟即菩提」の意と同じである、と
 いうような誤解を生ずる結果を招いたことを明す。『教行録』卷四には、本書に續いて、二月十四日付の『天童又上
 四明第三書』を収め、子凝は改めて宗密説は無據の俗説であるとして削除を求めている。

『教行録』卷四に収める、道因の『草庵錄紀天童四明往復書』には、「書簡往返。凡二十許」と記し、この後も、
 兩者の間に頻繁に書簡の往復があつたことが知られる。また、『忠法師（繼忠）天童四明往復書後叙』（一〇七〇年春
 識）によると、兩師の諍議がやまないで、四明太守直闍林公が仲裁に入り、『指要鈔』の一部を改め〔4〕『指要鈔』
 の段参照）ることによつて一往の終結を見たと傳える。

景德三年（一〇〇六）丙午。四七歳。十二月十五日、『十義書』二卷を著し錢塘の慶昭（九六三—一〇一七）に呈し
 た。

〔11〕『四明十義書』二卷（大正藏四六卷八三二頁上）は、「景德三禩臘月既望。四明沙門比丘知禮。謹用爲法之心。問
 義于浙陽講主。昭上人坐前。十月二十三日。來。文二人入室。傳到釋問書一軸」と卷首に記す。

本書は、(一)不能解能觀之法。(二)不識所觀之心。(三)不分内外二境。(四)不辨事理二造。(五)不曉觀法之功。(六)不體心法之
 難。(七)不知觀心之位。(八)不會觀心之意。(九)不善鑽文。(一〇)不閑究理の十科で構成される。

『金光明玄義』の廣略二本の眞僞問題について、同年の十月二十三日に、慶昭が『釋問書』一卷を寄せて、知禮を
 論難したのを受けて、本書を著わし、觀心釋を記す廣本の眞實性を論じたものである。山家山外の論争點が體系化さ
 れている。

『十義書』の序文、『佛祖統紀』卷七の「知禮傳」に記す、論争經過を圖表化すると次の如くである。

また、「石待問撰『皇宋明州新修保恩院記』」の末には、「待問通守竹符函親松柄。會茲院告厥成功。遂抽毫而爲識。時大中祥符二年己酉四月六日立」(待問は、竹符を通守し、松柄を函親して、この院の落成に會い、かくして毫を抽つてここに識す。時に大中祥符二年己酉四月六日、立てる)(宗曉の要約文)という。

大中祥符三年(一〇一〇)庚戌。五一歳。聖旨を奉り、「保恩院」の額を「延慶院」に改める。

『四明圖經紀延慶寺跡』には、「延慶教寺。在縣南三里。舊號保恩院。晋廣順二年建。皇朝大中祥符三年。改爲延慶院。紹興十四年。改賜寺額(宗曉は「改院爲寺」と改める)。(延慶教寺は縣の南三里にある。舊は保恩院といつた。後周の廣順二年(九五二)の建立である。宋の大中祥符三年に延慶院と改め、紹興十四年(一一四四)、改めて寺の額を賜わつた)という。

『使帖延慶寺』には、「遂於大中祥符三年七月内。經使衙陳狀。乞備錄因依。奏聞天聽、乞降勅旨。許永作十方住持長演天台教法」「當年十月内。准中書劄子。奉聖旨」(大中祥符三年七月の内に、使衙を通じて陳狀し、天聽に奏聞し、延慶院を永く十方住持の寺とし、長えに天台の教法を講ずることを許されるよう勅旨を降されるよう乞つた。その年の十月の内に、中書省の劄子に準つて聖旨を奉つた)と記す。

大中祥符四年(一〇一一)辛亥。五二歳。再び使府を通して、使帖を給わり、備さに上項を記し、聖旨を石に刻して、永く照據としたい旨をねがつた。

『使帖延慶寺』に、「大中祥符四年三月内。又據經知禮等。經州著狀」「欲備寫聖旨。并前後使帖。鑄上石碑。永作十方傳教住持程式」(大中祥符四年三月の内に知禮等は、州使府を通じて陳狀した。聖旨ならびに前後の使帖を備さに寫し、石碑に鑄刻して、永く十方傳教住持の程式としたいとねがつた)と記し、末に「大中祥符四年七月十七日帖。

觀察推官邵押大常博士通判軍州事成押。太常博士知軍州事康押徒弟僧尙閑句當樹立」と記すことから、この年の七月十七日に使帖を給わり立石したことがわかる。「紹興二十六年（一一五六）歲次丙子十二月一日住持傳天台教觀賜紫覺雲大師智連重立」とあり、この碑石は重立されたことを傳える。

[13] 『使帖延慶寺』一通（『教行錄』卷六所收。大正藏四六卷九〇九頁上）は、大中祥符三年七月。知禮と異聞との連名の下に、徒弟の立誠、又玄、本慈、本常、尙閑、德才等の同意を得て、延慶院を十方住持の寺とすることを、朝廷に陳狀し、十月にその許可の使帖を得た。「十方住持」の寺刹は、徒弟による相續ではなく、廣く名僧高德を請いて住持とし、長く天台の教法を講ずる寺とするもので、天童山景德寺、大梅山仙居院の先例にならつたものである。

翌年三月、別院は徒弟の相續と誤解するものがあつたために、再度陳狀して、十方住持の許可を得た。本帖は、前後の使帖を石に鐫んで程式としたい旨の申請に對する許可の使帖である。帖觀察推官、通判軍州事、知軍州事の連署がある。この使帖碑は、弟子の尙閑が立てた。

延慶寺については、『皇宋明州新修保恩院記』『上會太守乞申奏後園地書』『四明圖經紀延慶寺跡』（共に『教行錄』卷六所收）が詳しい。

大中祥符五年（一一一三）壬子。五三歲。二月、異聞と共に『十方住持傳天台教觀戒誓辭』一篇を撰し、石碑を立てた。

[14] 『延慶寺二師立十方住持傳天台教觀戒誓辭』一篇（『教行錄』卷六所收。大正藏四六卷九〇七頁下）は、延慶寺が十方住持刹となつたことについて、門下の立誠、又玄、本慈、本常、尙閑、德才、曇慧、曇覺、本淳などに示した「戒辭」と「誓辭」である。「二師」は知禮と異聞のことで、「二師稱知禮。次師稱異聞」と記す。

大中祥符六年（一〇一三）癸丑。五四歲。二月十五日。念佛施戒會を創めて設けた。『年譜』で、宗曉は、「師於祥符五年十月。親製疏文」と記し、この疏文は宗曉當時まで人々を誘化していること、また念佛會も凡そ一九〇年もの間、廢されることなく續けられ、古より今にいたるまで、この念佛會によって化導された人の數はどれぐらいになるかわからない、と特筆している。

[15] 『結念佛會疏』一篇（『教行錄』卷一所收。大正藏四六卷八六二頁上―）は、延慶院における念佛淨社の宣疏文である。撰述年時は不明であるが、この頃の著述であろう。疏の前に、結念佛會の仕方を記す序文がある。「毎年二月十五日」に行われたことが知られる。後には青山樓居士の跋文（紹興三二年（一一六二））を付す。

[16] 『授菩薩戒儀』一卷（『教行錄』卷一所收。大正藏四六卷八五八頁下―）は、同ように撰述年次は解らないが、恐らく『結念佛會疏』と前後して著わされたのではなからうか。

『授菩薩戒儀』は、(一) 求師授法。(二) 策導勸信。(三) 請聖證明。(四) 授三歸依。(五) 召請聖師。(六) 白佛乞戒。(七) 懺悔罪愆。(八) 問無遮難。(九) 羯磨授戒。(三) 略說戒相。(二) 發弘誓願。(二) 結撮廻向の、十二科で構成される。構成は湛然の『十二門戒儀』にならっているが、内容は獨自な特色ある戒儀である。

(一) 求師授法は、戒師の宣言と、學者の乞請の辭を記す。

(二) 策導勸信は、信心の相（深信・須信・諦信）と功德、戒の須要、五・八・具・三聚の別、大乘戒の八種殊勝（趣道場殊勝・發心殊勝・福田殊勝・功力殊勝・滅罪殊勝・受胎殊勝・神通殊勝・果報殊勝）を述べる。

(三) 請聖證明は、一切の佛菩薩の證明の下に、護法諸天、天靈地祇の加護を受け、一切衆生および祖先に戒善を沾すことを迎請する文言を記す。

(四) 授三歸依は、三寶の解（住持・別相・一體）と、正歸依と結歸の言を記す。

(五) 召請聖師は、釋尊を得戒和尚、文殊菩薩を羯磨阿闍梨、彌勒菩薩を教授阿闍梨、十方諸佛か尊證師、諸大菩薩を同學侶として奉請する。

(六) 白佛乞戒は、下座して、前の五座聖師に白す言を記す。

(七) 懺悔罪愆は、懺悔の必要と、懺悔文を記す。

(八) 問無遮難は、受者に七遮の逆罪があるか否かを問う。

(九) 羯磨受戒は、三聚菩薩淨戒を授ける。

(一〇) 略説戒相は、『梵網經』の十重禁戒の戒相を説き、「能持否」を問う。

(一一) 發弘誓願は、四弘誓願（衆生無邊誓願度・煩惱無數誓願斷・法門無量誓願學・佛道無上誓願成）を立てる。

(一二) 結撮回向は、授戒の功德が普く世に熏ずることを願う。

大中祥符七年（一〇一四）甲寅。五五歲。九月九日。『觀經觸心解』一卷を著わした。また『教門雜問答七章』を著わした。

[17] 『觀經融心解』一卷（『教行錄』卷二所收。大正藏四六卷八六五頁下―）は、序文の末に「大中祥符七年甲寅、重陽日（九月九日）叙」と記す。

『觀無量壽經』所説の十六觀法について、天台學の立場から、質疑九ヶ條に答えたものであり、唯心淨土、約心觀佛の立場を表わす。(一)問答では、十六觀は約行觀。(二)問答では、十六觀は圓教の三觀。(三)問答では、極樂は同居土の淨土のみではないこと。(四)問答では、佛の三身によつて三觀を修するのが淨土の行であること。(五)問答では、約心觀

佛。(六)問答では、三觀は淨土の依正を顯わすこと。(七)問答では、像觀以前にも三觀の意があること。(八)問答では、依正の事と、眞如の理とは、同じく一念にあること。(九)問答では、妙觀はこの經の本義であり、上根の正行であること。經の力用は、一切の機、一切の行を攝め往生させることを説明する。

『四明付門人崇矩法師書』の第八書には、「所議融心解。今於答後。添三兩句。收於三輩。必免相違。何不但云。三輩文有相妨。何必致許多難問」と記し、知禮が『融心解』の著述を自負していたことが知られる。

〔18〕『教問雜問答七章』一篇(『教行錄』卷三所收。大正藏四六卷八八二頁下)は、「四明法師問。門人自仁答」とあり、知禮の質問に、自仁の答案を附したものである。卷首に「大中祥符七年。講授次。未知學者淺深之解。因出數問。請各答上」とあり、知禮が講義の際に、聽講者の理解の程度を試問した問答であることがわかる。

(一)問答では、性惡によつて性德無作の行を修する意。(二)問答では、法華一實と待絶二妙の意。(三)問答では、慧聖行と智妙との差異。四問答では、大乘經の衆生性淨と性具十界の意。(五)問答では、依正は業力か佛變か。(六)問答では、一空一切空の意。(七)問答では、破法遍の説相について示す。

大中祥符九年(一〇一六)丙辰。五七歲。法華懺法を行じた。

『實錄』には、「年至五十七。位同志十人。誓願要期。修法華懺。三年期滿日共焚身。供養妙經。求生淨土」(五十七歲に至つて、同志の十人と誓願して、法華懺法を修した。三年の期が満ちたら、その日に共に身を焚き、『法華經』に供養し、淨土に往生しようと誓つた)と出る。

ただし、『實錄』の「年至五十七」による時はこの年のこととなるが、『塔銘』の「天禧改元之初」によれば、翌年のこととなる。いずれとも決しかねる。今は宗曉の『年譜』にしたがい並記する。

天禧元年（一〇一七）丁巳。五八歳。法華懺法を行ずる。紫袈裟を賜わつた。

二月四日『降幢問答三十章』。十月一日『對闡義鈔辨三用十九問』。十月十五日『釋請觀音疏中消伏三用章』を著す。

『塔銘』には次のように記す。

天禧紀元之初年。及耳順。謂其徒曰。半偈亡軀。一句投火。聖人之心。爲法如是。矧其去佛滋久。慢道者衆。吾不能損捨壽命。以警發懈怠。則勇猛精進。胡足言矣。於是結十僧。而入懺。期三載以共焚。是時翰林學士楊公億。駙馬都尉李公遵勗。皆絕世文雄。當朝勳盛。每嚮師通悟。必望風推挹。其年詔賜紫袈裟。尋勅賜法智號。皆二公論薦之所授也。及聞師誓眞法之供。懷安養之國。而楊公專勸置郵。確請住世。（中略）由是大師之行願。始不得已而止焉。

天禧元年、師は耳順（六〇歳）に及び、門徒に次のように語つた。『半偈のために己の身を亡じ、一句のために火中に入る。聖人の心は、法のためにはこのように切である。佛を去ること久しく、道を慢るものの何んと多いことか。自分は、身命を捨てて懈怠を警發することすらできないでいる。勇猛精進などどうしていうことができよう』と。そこで十人の僧と誓つて、法華懺法を修め、三年して懺法が滿了したら、共に身を焚こうとした。この時、翰林學士の楊億や、駙馬都尉の李遵勗は、いずれも宋朝きつての文豪であり、勳臣であるが、毎に師のもとに嚮き悟に通じ、師を仰ぎ推戴した。その年に、詔して紫袈裟を賜わつた。ついで勅して『法智』の號を賜わつた。いずれも二公の論薦によつて授けられたものである。また、師の焚身を聞き、楊公は一心に書を送り、世に住まふことを請つた。このために師の行願は果されなかつた。

焚身往生の諫止の件について、知禮は、

[19] 『法智復楊文公書』一通。

[20] 『楊文公三問並法智答』一通。

[21] 『法智再書上楊文公』一通。

[22] 『法智再啓復文公』一通。

[23] 『法智謝李駙馬請住世書』一通（いずれも『教行録』卷五所收）を書いてゐる。

[19] 書は、楊億が『楊文公請法智住世書』（大正藏四六卷八九八頁中）で、知禮の焚身の誓を聞き、住世を求めたのに對し、厭身欣淨の志願の由來を詳述して答えたものである。書簡とはいえ、堂々たる焚身供養の論を展開している。また『教行録』卷五には『眞宗皇帝諭旨留四明住世』を収録している。知禮の行動が當時いかに注目されていたか、その一端を知ることができよう。

[20] 書は、[17] 書に對し、楊億は『楊文公謝法智答義書啓』と共に三問を知禮に發して焚身を諫めたのに對する答書である。楊億の問と知禮の答とを合せて記す。すなわち(一)淨土は何人の境界であるか。(二)眞法供養の教えは魔説ではないか。(三)火定によつて往生ができるのか、という問に答える。

[21] 書は、『楊文公謝法智答三問答』に答える書簡である。楊億が「以心傳心。乃標指而爲月。自他路絶。生佛道齊。縦直下以承當。已未來而喪失。故黃蘗痛杖於臨際。至再三而自知。船子揮楫於夾山。一刹那而頓悟。儻全無扣激。遂泯於宗風。然少室機鋒。爲求於道契」と記して遺留するのに對し、知禮は「見深明少室之眞風。仰高體靈山之密旨」と承け、「決取往生」と自らの決意を述べてゐる。

[22] 書は、『楊文公再書請法智住世』『楊文公又書留法智住世』に對する返書。『教行録』卷五では、本書の前に『楊

文公書上太守李夷庚同請住世』『楊文公上天竺讖主啓』『又致請法智住世內簡』各一通を収録する。楊億が太守李夷庚や天竺寺遵式など、他にも働きかけて、知禮の焚身を諫止したことが知られる。

[23] 書は、李遵勗の住世の請に對する返書である。李遵勗の書は傳存しない。

楊億、李遵勗などの宋朝高官と知禮の交遊の實態は銘記されなければならぬ。

[24] 『法智駕楊文公加翰林書』一通(同九〇二頁下)は、知禮が、楊億が翰林學士に加叙されたのを賀する書である。この書に對する返信が『楊文公謝法智賀書』である。

[25] 『法智大師謝楊文公啓』一通(同八九八頁上)は、天禧元年、眞宗から紫袈裟を賜わつた際に、楊億からの賀啓『楊文公賀法智受命服啓』に答えたものである。

[26] 『付神照法師書』一通(『教行錄』卷五所收。同九〇五頁下)は、門下の神照本如が賜紫衣を賀したのに對する返書。月堂慧詢の跋文(丁酉孟夏一一七七年)を付する。

紫袈裟を賜わつたことについては、景祐丙子(一〇三六)仲冬に錢希白が作つた『眞宗皇帝諭旨四明住世』(同八九七頁下)に「是年誕節(天禧初)億于丞相寇公。薦以紫服而寵之」と記す。

[27] 『釋請觀音疏中消伏三用』一篇(『教行錄』卷二所收。大正藏四六卷八七二頁上)は、『清觀音經疏』中に説く、事・行・理の三種害毒消伏の義を釋し、特に理性の毒、すなわち性惡の義について詳論している。同年の撰述である『對闡義鈔十九問』と對照すべき説がみられる。序に次のように記す。

消伏神呪修行要道。功用難思。吾祖發揮。今人受賜。疏文既簡。讀者多迷。惟冠攝一經。實消伏三用。儻釋之不當。修者何依。今附本宗。略評此義。敢言益物。聊軌自心。時皇宋天禧元年丁巳歲。十月既望叙。

消伏の神呪は修行の要道である。その功用の思い難きを、吾が天台大師は發揮され、今の人はその賜めぐみを受けている。『疏』の文は簡略で、讀者は多く迷う。おもうに『請觀音經』を冠攝するものは、實に消伏の三用である。

もしこれを釋すことが不當ならば、修行者は何に依るのであるうか。今、天台の宗義に基づいて、この義を略釋し、衆生を利益し自心を軌ただしたい。時に皇朝天禧元年（一〇一七）丁巳歲。十月十六日に敍す。

[28] 『對闡義鈔辨三用一十九問』一篇（同八七三頁上）は、孤山智圓の『請觀音經疏闡義鈔』の解釋を批判した書である。すなわち、智圓は、消伏三用のうち、特に消伏理毒は、唯心觀によつて染體を悉く清淨にすることであると説いたのに對して、知禮は、理毒即性惡の義であるとして、この立場から十九條の詰問を發している。前書『消伏三用章』と對照すべき説がみられる。

本書の序に、次のように記す。

孤山法師吾宗之先覺者也。著闡義鈔解請觀音疏。於中發明消伏三用義亦詳矣。而於一家教觀大旨。尙復差忒。豫切陋之。於是設問一十九章。徵問是否。俾諸學者於茲法義不爲異端所惑云。天禧紀元十月一日。四明知禮敍。

孤山法師（智圓）は吾が宗の先覺者である。『闡義鈔』を著わし『請觀音經疏』を解釋した。その中で消伏三用の義を詳細に明している。しかし、一家の教觀の大旨において、なお相違する説がみられる。私はこれを座視することができず、一九章の問を設け、その是否を徵問して、諸學者がこの法義について、異端のために惑わされることがないよう考えた。天禧元年（一〇一七）十月一日、四明知禮敍す。

この理毒消伏の義は、趙宋天台學における一つの論争點である。この書が出た後、智圓とは同門の慶昭の、門人の咸潤は『籤疑』を著して反論し、これに對し、知禮の門人の淨覺は『止疑』を著して、咸潤の釋義を難じた（『佛祖

統紀』卷八「知禮傳」大正藏四九卷一九三頁上參照)。

[29] 『絳幘問答三十章』一篇 (『教行錄』卷三所收。大正藏四六卷八七七頁下) は、「四明法師問。淨覺法師答」とあり、天台學に關する基本課題を知禮が出題し、淨覺が解答したものである。

序に次のように記す。

天禧改元春二月四日。延慶座主出家教義凡三十條。寒絳幘問諸子。其詞惟要。其旨甚微。俾無或者興布教之功。令不敏者。奮強學之志。門人仁岳率爾而對。斐然成章。非求魯國一字之褒。蓋請武林四擇之誠。既有傳寫。故茲敘云。

天禧元年春二月四日。延慶院の座主 (知禮) が、山家の教義を三〇條出して、絳幘を褰げて弟子たちに問うた。その詞は實に肝要で、その旨は甚だ微妙である。さとした者には布教の功を興させ、さとしていない者には勉學の志を起させるものである。門人の仁岳は、たちどころに間に答え、たくまず美しい文章となつた。それは、孔子の、一字の使い分けによつて褒賞を求めようとしたものではなく、慧思禪師の「擇べ擇べ擇べ擇べ」という訓誡を請うものである。すでに、傳寫されて來たものがあつたので、それに序を付すものである。

三〇問の論題のみを掲げると、次のごとくである。(一)滅非眞諦。(二)五停心觀と支佛正觀の別。(三)支佛斷惑觀。(四)三藏大益。(五)通教被接。(六)通教留習潤生。(七)習氣潤生。(八)方等四教。(九)仁王無常偈。(一〇)三乘共行。(一一)別教獨菩薩。(一二)別教佛性。(一三)別教緣了。(一四)別教初觀。(一五)華嚴別圓。(一六)華嚴心造。(一七)大經五味。(一八)我聞四釋。(一九)祕妙方便。(二〇)觀心四一。(二一)大車十乘。(二二)大通佛土。(二三)聲聞經王。(二四)博地理即。(二五)性德性惡。(二六)無作四論。(二七)畢竟空觀。(二八)同體九權。(二九)業感佛變。(三〇)世間相常住の三〇項目にわたる。

天禧四年（一〇二〇）庚申。六一歳。法智大師の號を賜わつた。高僧二三人が各各一詩を賦し祝した。

『實錄』に、「天禧四年。駙馬李遵勳委曲奏請師號。眞宗特賜法智大師」（天禧四年。駙馬都尉の李遵勳は、委曲に（行實を記録して）大師號を奏請した。眞宗皇帝は、特に法智大師の號を賜わつた）と記す。

[30] 『法智謝李駙馬啓』一通（『教行錄』卷五所收。同九〇三頁上）は、正月十日の日付があり、法智大師號を賜わる、勅牒と李遵勳の書一通を送致したのに謝する書簡である。『教行錄』卷五は、この書の前に、『李駙馬薦法智師號資啓』（澤州防禦使駙馬都尉李遵勳）一通を収録している。

この年、高僧二三人が一詩を賦し、知禮に上呈している。宗曉は、「待制晁說之作序刊石。後擇隣詩題曰。庚申季秋望日書」（待制の晁說之（一〇五九—一一二九）は、序を作り、石に刊み、擇隣の詩の後に題して「庚申。季秋望日（十五日）書」といつている）と記している。

『教行錄』卷六には、『晁待制作紀贈法智大師詩序』（同九一三頁中）ならびに『東京僧職紀贈法智詩二十三首』（同下）を収録している。参考までに題撰文のみを掲げると次のごとくである。

(一) 簡長啓謹成聲詩四十言寄贈四明延慶禮公上人伏惟采覽／右街鑿義譯經證義兼綴文同編修箋注御集知印大師賜紫簡長上。

(二) 四十字詩寄四明禮公導師／譯經館證義同編集箋注御集慧觀大師行肇上。

(三) 謹成律詩寄四明禮公法師／箋注御集慧照大師希白上。

(四) 五言四十字寄延慶禮公道人／淨慧大師慧崇上。

(五) 謹吟四十字詩奉寄禮師教主／譯經證義同編集箋注御集賜紫義賢上。

- (六) 詩四十字寄贈四明教主禮師幸惟采覽／雪苑左街講經論文章應制箋注御集賜紫鑒微上。
- (七) 謹吟五言四十字奉寄四明禮公法主／上都應制箋注御集賜紫善昇上。
- (八) 遇昌啓謹吟七言四韻律詩一章攀寄四明禮師教主不棄斐然恭惟采覽／上都左街應詔箋注御集賜紫遇昌上。
- (九) 謹吟律詩一章奉寄四明禮師教主／雪苑講律賜紫崇古上。
- (一〇) 謹吟四十字拙詩寄贈四明講主禮師／東京左街講律文章應制同箋注御集賜紫楚文上。
- (一一) 拙詩寄贈四明延慶禮公導師／上都應詔箋注後集僧希雅上。
- (一二) 詩寄四明禮公法師伏惟采目／東京講經律文章應制箋注御集沙門無象上。
- (一三) 謹吟律詩四十字寄贈四明禮師法主／上都應制箋注御集沙門顯忠上。
- (一四) 五言四十字奉寄四明禮師道人／東京左街講經文章應制同注御集賜紫尙能上。
- (一五) 謹吟五言詩一首奉寄四明禮公大師／內殿賜紫箋注御集演法沙門普究上。
- (一六) 謹成四韻五言詩一首奉寄四明禮公大法師／箋注御集賜紫清達上。
- (一七) 謹吟拙詩寄贈四明禮師法主／箋注御集賜紫祕演上。
- (一八) 吟成五言四十字奉寄四明禮公法師／上都應制箋注御集賜紫永興上。
- (一九) 謹吟聲詩寄贈四明教主禮師伏希披覽是幸／上都應制箋注御集沙門清遠上。
- (二〇) 詩一章寄贈四明禮公上土／上都應詔箋注御集僧文倚上。
- (二一) 五言四十字詩寄上四明禮師法主／應制箋注御集僧繼興上。
- (二二) 謹成五言四十字奉寄四明禮公法師／蘇臺講僧子廉上。

(三)謹吟五言一首寄贈四明禮師教主伏冀慈覽、雪苑僧擇隣上。

天禧五年(一〇二二)辛酉。六二歳。この年朝廷の旨を賜い、法華懺法を修めた。修法に因み『修懺要旨』一篇を著す。八月一日。『觀音玄義記』四卷、『觀音義疏記』四卷を著し、九月九日『觀無量壽佛經疏妙宗鈔』三卷を著す。

『行業碑』には、「眞宗皇帝。知名遣中貴人。至其居。命修懺法。厚有賜豫」(眞宗皇帝は師の名聲を知り、中貴人(兪源清)を遣わし、所居に至らせ(法華)懺法を修めるよう命じ、手厚い賜物を送った)とある。宗曉はこの記事を引いてこれを天禧五年のこととし、懺法を法華懺法のこととして、この時に、知禮は『修懺要旨』を著わしたと記しているが、いづれも確かな證據はない。今はしばらく宗曉の説にしたがう。

[31] 『修懺要旨』一篇(『教行錄』卷二所收。大正藏四六卷八六八頁上)は、『法華懺法』の意義を明し、天台の『法華三昧懺儀』を解説する。題下に「因入内殿頭兪源清。奉宣到院。修法華三昧三晝夜。欲知懺法旨趣故。述此以示之」(入内殿頭の兪源清が、旨を奉けて延慶院に到り、法華三昧を三晝夜修行した。これに因んで、懺法の旨趣を知りたいとねがったので、これを述べて示した)と注する。

初に大乘の行法を四種三昧によつて示し、法華三昧の要點、懺悔法の肝要を説き、次に、天台の『法華三昧懺儀』の十科(一)嚴淨道場。(二)清淨身器。(三)三業供養。(四)奉請三寶。(五)讚嘆三寶。(六)禮佛。(七)懺悔。(八)行道旋繞。(九)誦經。(十)思惟(一實境界)を略説し、特に、第三の三業供養を修する方法。第六の三寶を禮する方法。第七の六根懺悔と四悔の方法。第九の誦經の方法。第十の坐禪實相正觀の方法について詳説している。

[32] 『觀音玄義記』四卷(大正藏三四卷所收)は、具には『觀世音菩薩普門品玄義記』といい、略して『別行玄義記』

『別行玄記』などという。智頌の『觀音玄義』の隨文解釋の註釋書である。

序に次のように記す。

知禮俯伏惟念。早年慕學。投跡寶雲。遇授法師講說此品。神根既鈍。遂數諮疑。先師念我學勒。不辭提耳。故所說義。龜記在心。昔同聞人。今各衰朽。慮乎先見。不益後昆。共勉不才。抄錄於世。但疑識暗。謬有所傳。圓宗哲人。刊正是望。時天禧五年歲在辛酉八月一日。絕筆故序。

知禮儀、顧みるに早年から學を慕い寶雲（義通）の門に投じた。たまたま法師がこの品を講說するのに會い、鈍才の身でしばしば質疑したが、先師は私の熱意にほだされ提示をおしまなかつた。その教えは大體記憶している。かつて同じく學んだ人も今はみな衰え、先見が後昆を利益することのないことを慮り、共に不才を勉じて世に抄録しようと思う。ただ識が暗いため謬り傳えるところがあるかもしれない。圓宗の哲人の刊正を切に望むものである。時に天禧五年歲辛酉に在る八月一日。筆を闌くにあたつて序す。

殊に義通の講義を受けたことを記す知禮の態度が注意される。

[33] 『觀音義疏記』四卷（同卷所收）は、『別行疏記』などと略稱する。『玄義記』と同時になつたものであろう。智頌の『觀音義疏』を隨文解釋した註釋書である。重頌の部分の釋は「近有天竺寺法師。分節其文對於長行。二種問答。宛如符契。今依彼科略消此偈」（大正藏三四卷九五頁下）と記すように、『釋重頌』（宋天竺寺沙門遵式述）として傳存する（同卷同處所收）遵式の疏に基づく註釋である。

[34] 『觀無量壽佛經疏妙宗鈔』三卷（大正藏三七卷所收）は、智頌の『觀經疏』の註釋書である。序に次のように記す。

此經義疏。人稀淨報。故說聽者多矣。所稟寶雲師。首製記文。相沿至今。著述不絕。皆宗智者。豈有不知修心妙觀。感四淨土文義者耶。良以愍物情深適時智巧。故多談事相。少示觀門。務在下凡普霽緣種。方今嘉運。盛演圓乘。慕學之徒。皆欲得旨而修證矣。故竭鄙思。鈔數千言。上順妙宗。略消此疏。適時之巧。非我所能。願共有情。卽心念佛。乃此鈔所以作也。天禧五年。歲在辛酉。重陽日。下筆故序。

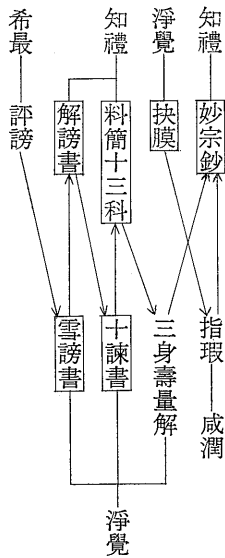
人が淨土の果報を憐うために『觀經疏』を説きかつ聽くものは多い。教えを受けた寶雲義通師も、先ずこの記文を作られた。それから今日まで、著述は絶えることがない。皆な智者にもとづいているが、修心の妙觀を知らずに四淨土の文義を感得することはできない。物情を愍み、深く時に適つて智の巧みなるものは、多く事相を談じ、觀門を示すことは少ない。下凡に普く霽し佛縁を種えようとするからである。方に今は嘉運にあたり、盛んに圓乘を演べ、慕學の徒はみな旨をえて修證することをねがっている。そこで鄙思をつくして數千言を鈔し、妙宗に順い、此の『疏』を略釋した。時に適う善巧は、我がよくするところではない。有情と共に、卽心念佛することを願うが所以にこの鈔を作るのである。天禧五年。歲辛酉に在る重陽の日。筆を下すにあつて序す。

知禮は、『妙宗鈔』で、特に(一)生佛不二。(二)理觀の念佛。(三)本性彌陀・唯心淨土の三點(安藤俊雄『觀無量壽經疏妙宗鈔概論』序の説)について展開し、序文に記す「卽心念佛」の構造を明示する。なかで、寂光有相とか蜷蛻六郎などによつて、色具三千の義が強調される。色具三千については、後に論議を起こし、山家山外の論争點の一つとなつた。

[35] 『付妙果法師書』一通(『教行錄』卷五所收。同九〇六頁上)は、永嘉妙果寺文昌に『觀經疏妙宗鈔』を送つた時の書簡である。月堂慧詢の跋(淳熙丁酉(一一七七年)仲春)を付する。

咸潤は『指瑕』を作つて、『妙宗鈔』の説を批判したのに對して、淨覺は『抉膜』を著してこれに應じた。しかし後に淨覺は『三身壽量解』を著わして、『妙宗鈔』の説を批判するにいたつた。これに對して、知禮は『料簡十三科』を作つて答えた。淨覺は再び『十諫書』をもつて論難したので、知禮が『解謗』を著して應えたところ、淨覺はさらに『雪謗』を述べた。これに對して、知禮の法孫の希最是『評謗』を作つて對抗した(『佛祖統紀』卷八「知禮傳」大正藏四九卷一九三頁中参照)。この論争の経過を表示すると次の如くである。

(山家)



(山外)

* [] 印は現存著書

はいえない。

[36] 『料簡十三科』一篇(後に『妙宗鈔』卷四に編入される)は、淨覺が知禮の下を去つて後、淨覺が『三身壽量解』を著わし、『妙宗鈔』の佛陀論を難じたのに應えたものであり、難問十三條に對する知禮の解答である。

淨覺の『十諫書』の序に、「近見妙宗鈔文。寄至錢塘僑工彫板。復於下卷釋觀佛身之處。備引仁岳前所立。難勢廣有彈劄。披究之際。不覺返袂掩泣。痛師資之道違矣」(三八二右下)と記していることによつて、當時の『妙宗鈔』の版本に、すでに本書が挿入されたことが知られる。したがつて『妙宗鈔』刊行から遅からぬ頃に著わされたもので

あろう。

〔37〕『解謗書』一卷（正續藏九五套四冊所收）も、撰時は不明であるが、『妙宗鈔』撰述以後である。淨覺の『十諫書』の批判に答えたものであり、相好の多少によつて、生身と尊特身を定んではならないことを説く。

序には次のように記す。

智者宗乘。豫自濫講。逮四十餘年矣。凡釋一文申一義。未嘗不以部味教觀而爲憑準。近集私鈔曰妙宗。解十六觀經疏。至眞法身觀云。然此色相。是實報身。應同居土。亦名尊特。亦名勝應。而疏云。法身者。指修卽性。成無作觀也。有一學輩。輒出義章。公違此說。於章門之外。廣搆難詞。樹立華嚴藏塵相好。方爲尊特。觀無量壽佛。八萬相好。及法華三十二相。定是生身。豫乃引彼難詞。一一廣釋。彼復固執自所立義。乃撰十諫書。有逕庭矛盾之譏。反義違文之誚。俾豫改削鈔文。曲從所見。其如十諫。不循教觀之正軌。但以身大相多。而爲尊特。旣乖舛圓意。無一可取。今以正理照之。彼於吾宗。成乎二謗。何者。彼以此經頓觀所顯之相。定爲生身。以法華開權第一之身。定爲劣應。此滅謗也。以華嚴兼別之質。尊勝純圓。以二酥對帶之容。特超絕妙。此增謗也。因毀斯鈔。成此深憾。若不解之。往往惑衆。故不獲已。作解謗書。同宗哲人。必知吾苦心爲道如是也。

天聖元年（一〇二三）癸亥。六四歲。仁宗皇帝が卽位し、乾興二年を天聖元年に改む。三月一日。『答泰禪師佛法十問』を書く。四月十一日。『夢魚記跋』を作る。四月十五日。『金光明玄義拾遺記』を著わす。

〔38〕『答泰禪師佛法十問』（禪宗泰禪師問。四明法師答）一篇（『教行錄』卷四所收。同八九一頁下）は、禪宗の清泰から受けた十條の質問に答えた書である。

序に次のように記す。

清泰。濫處禪關。叨陪海衆。竊見諸方。商略所疑。輒陳十種疑問。特伸請益。伏惟。金鑰在手。寶監當懷。俯賜發揮。永爲良導。不勝萬幸。天聖元年三月初一日。清泰諮問。延慶和尚法智大導師。

清泰儀。濫に禪關に處して海衆に陪席しています。竊かに諸方に見えて商略し疑問とするところを十種陳べ、特に請益を伸べるものです。『金鑰論』を手にして、この寶鑿を懷い、ふして發揮を賜い、永く良導とすることができれば、これに勝る幸いはありません。天聖元年三月一日。清泰が延慶和尚法智大導師に諮問致します。

問答の内容は、(一)無明と法性の前後。(二)衆生の自性清淨と迷の事實。(三)本性に迷う者と開悟の事實。(四)果徳本具と現實の無徳。(五)眞妄の同異。(六)無情說法の義。(七)有情と無情の相互變成。(八)業報身の變現。(九)同一法性の有情と無情。(一〇)同一覺性の自己と他己、に關する十種の課題である。

[39] 『再答泰禪師三問』(禪宗泰禪師問。四明法師答)一篇(同卷所收)は、撰時は不明であるが、序文によつて前の書を承けるものであることは明らかである。同年頃の作とみてよいであろう。

序には次のように記す。

清泰不揣下愚。輒具疑問十條。上請教誨。茲承賜答。三復感悚。如獲珙寶矣。然則日月固明。盲者自咎。其間尙三處未曉。不免再露鄙拙。果蒙洊與指示。下情感幸之至。清泰上白延慶教主法智大法師。

清泰儀、下愚をも顧みませず、十條の疑問について教誨を請いましたところさつそくお答えを頂きました。三たび拜讀して珙寶を獲たような感悚です。日月はもとより明らかであるのに、盲者が自ら咎めるように、三ヶ處、充分に理解できないところがあります。再び鄙拙な質問をいたしますが、御寛恕頂き示教下されれば、これにすぎない幸いはありません。清泰。延慶教主法智大法師に上白す。

すなわち清泰が前の書簡のなかで領解できなかった三項について問ひ、知禮がこれに答えたものである。その内容は、(一)忽然と無明が生ずる義。(二)迷に前後がなく、覺に前後がある義。(三)齊說齊聞、俱宣俱聽の義、の三題である。

[40] 『夢魚記跋』一篇(『教行錄』卷二所收。大正藏四六卷八六四頁中)は、守尙書屯田員外郎知越州諸暨縣事の潘華が、捕魚を禁じたのに因み、景德四年(一〇〇七)孟冬、詔を奉じて闕に還つた十月十日の夜、江湖の魚が號泣する夢をみて作つた『夢魚記』に付した跋文である。末に「時天聖元年四月十一日跋」とある。

[41] 『金光明玄義拾遺記』六卷(大正藏三九卷所收)は、智顛の『金光明玄義』の本文に隨つて註釋したもので、智圓の『表微記』の説を正す意圖で著わされたことが序文で知られる。次のように序に記す。

問曰。昔者寶雲法師。嘗有撰集贊釋玄辯。近歲孤山闍梨。又以章記表明微旨。今復纂述其故何哉。

答曰。寶雲講次。學徒隨錄。義或闕如。未及補治。不幸歸寂。孤山之製多事消文。復於中間毀除觀心。斯實不忍。今故秉筆。拾先師遺餘之義。拾後人遺棄之文。使教行二塗不至壅蔽。但諭新學達者。無謂吾之煩辭也。時天聖元年歲次癸亥四月望日序。

問。昔、寶雲(義通)法師が『贊釋玄辯』を撰集され、近頃は孤山(智圓)闍梨が、章記をもつて微旨を表明しているのに、今改めて纂述する理由は何か。

答。寶雲の講次に、學徒が記録したものは義に缺けるところがあつたが、補治しないうちに師は歸寂された。孤山の著は多事にわたつて文を釋しているが、中間において觀心釋を毀除しており、この點は實に忍びない。そこで今あえて筆を乗り、先師の遺餘の義を拾ひ、後人の遺棄した文を拾つて、教行の二途を壅蔽することがないようにしたと考へた。どうか新學の達者は、吾が意のあるところを汲んで欲しい。時に天聖元年歲次癸亥に次の四

月望日に序す。

卷三(大正藏三九卷二九頁中)で、智圓の觀心釋毀除の説の經緯を記し、「近有孤山圓師。既審所承能破義墮。經十餘載。別構四意重斥斯文。一謂詞鄙。二謂義疎。三謂理乖。四謂事誤。今慮後學遭其眩亂。故不獲已引而釋之」と説いて、智圓があげた廣本の觀心釋の詞鄙、義疎、理乖、事誤の四義の一一について批判を加え、帝王釋の必要を説いている。

『佛祖統紀』卷八の「知禮傳」(大正藏四九卷一九三頁中)には「光明玄續遺記」、卷二五(同二五九頁下)には「光明玄續遺記三卷」と記しているので、『續遺記』と呼んだこともあつたようであるが、序の文意からは「拾遺記」の方が自然である。

天聖二年(一〇二四)甲子。六五歲。正月二日。『交法師授辭』を著わす。五月十五日。『開幃試問四十二章』を著わす。

[42] 『交法師授辭』一篇(『教行錄』卷一所收。大正藏四六卷八六二頁下)は、門人の擇交を章安の慧因寺に新築した講院の主とする辭令である。末に「天聖二年正月二日。四明座主華押辭」と記す。

[43] 『開幃試問四十二章』一篇(『教行錄』卷三所收。同八八一頁中)は、知禮が門弟に示した四二題の天台學に關する試験問題である。

序に次のように記す。

諸子勤勤習學。而於一家教觀津要。若何領會。由是敬奉諸部文義四十二條。開幃試問。幸徵文說義。一一答上。庶幾開發後昆也。天聖甲子歲五月既望。延慶座主云。

諸子らは一心に習學しているが、一家の教觀の津要をどのように領會したであろうか。そこで諸部の文義について四十二條を試問する。文に徴して義を説き、一一に解答し、後學のものを開發してほしい。天聖甲子の歲五月既望の日。延慶座主しか云う。

四十二章の論題は、(一)待魚顯妙。(二)絶待妙。(三)經體空假中。(四)宗と體。(五)用。(六)教相。(七)生滅四諦。(八)無生十二因緣。(九)無量四諦。(一〇)無作四諦。(一一)藏教眞諦。(一二)藏通三乘。(一三)三藏小乘學者。(一四)空佛性。(一五)色具心具。(一六)智者の自證師受。(一七)通教三觀。(一八)惑業性惡。(一九)開佛知見心。(二〇)五重玄四悉檀。(二一)百界千如百如千界。(二二)圓教二諦。(二三)無作苦集。(二四)圓教教即聞。(二五)大經八教。(二六)大經常住と法華。(二七)法華超八。(二八)昔經今經圓。(二九)三慧修證。(三〇)信解開發。(三一)本門授記。(三二)伊字三點。(三三)大經五事五佛性。(三四)心要一偈。(三五)安心要道。(三六)圓教聞慧要行。(三七)生佛三千同異。(三八)大小二乘標準。(三九)經五重玄。(四〇)寂光土。(四一)圓初心觀體。(四二)觀昏止散。の以上である。我が國の靈空はこれを解説して門人に與え今日答案が『開幢試問四十二章答』(享保二年刊本)として存している。

天聖三年(一〇二五)乙丑。六六歳。眞宗は天禧元年(一〇一七)に、天下に詔して、放生池を立てた。この聖化を廣めようと發願した知禮は、佛生日(四月八日)に遇う毎に、民衆に勸募して放生會を行じた。そこでこのことを記して放生碑を立てた。樞密院の劉筠が文を撰し、大守殿撰の曾會が石碑を立て、天聖三年七月十五日、雲溪の仁岳が書した。

宗曉が『年譜』に記す、この「放生碑文」は缺くが、この放生會の儀軌が存する。

[44] 『放生文』一篇(『教行錄』卷一所收。大正藏四六卷八六三頁上)は、放生會の方法を記し表白文を記す。穢跡金剛聖者(ウスサマ明王)を奉請し、穢跡の眞言を七遍默誦し、再三酒水した後、手爐を執つて表白文をのべる。

『佛祖統紀』卷三三（正藏四九卷三二二頁下）には、遵式が西湖で、知禮が南湖で、佛生日を期して同時に放生會を行なったことを特筆している。遵式にも「放生慈濟法門并序」がある（『金園集』卷中所收。卍續藏二編六套二册一一六右）。合せて参照すべきであろう。

同年のある夜、知禮は、高貴な人が延慶院に入る夢を見た。翌日、曾會太守の子が院に到った。果してこの夢と符合した。このことがあつて、楚國の黃夫人は、院に恒産を置き、大衆に供養した。

八月十五日。知禮は書簡を明州太守楚國公會會上り、延慶院の後園の地を蔬園として聽許されるよう申請した。

[45] 『上曾太守乞申奏後園地書』一通『教行錄』卷六所收。大正藏四六卷九一一頁上）は、この時の書簡である。末に「知禮啓上。天聖三年八月十五日」に記す。

道因の刻石の跋文があり、「時崇寧元年（一一〇二）壬午潤六月望日。比丘道因立」と記す。

この莊園に關する資料は『教行錄』卷六（同九一二頁中）に收録されている。『四明圖經紀宣靖公祠』（？）『曾相公府延慶寺置莊田帖』（天聖三年三月日押給。政和戊戌歲（一一一八）陸沆跋。薛居實題を付す）。『乞聖旨本州申禮部公據』（紹興十四年（一一四四）四月日給。『三省同奉聖旨』（紹興十四年四月日下）『聖旨本州出給公據』（紹興十四年四月日給）。『曾魯國宣靖公祠堂記』（紹興三十二年（一一六二）四月二十六日）。

天聖四年（一一〇二）丙寅。六七歳。『璨法師授辭』を書く。

[46] 『璨法師授辭』一篇（『教行錄』卷一所收。大正藏四六卷八六三頁上）は、弟子の文璨を興國寺の請主とする辭令である。末に「皆大宋天聖四年十月六日。延慶座主知禮授辭」と記す。

天聖五年（一一〇二）丁卯。六八歳。十二月三日。『金光明文句記』を著わす。

[47] 『金光明文句記』八卷(大正藏三九卷所收)は、智顛の『金光明文句』の隨文解釋の註釋書であり、義通の講義を本にして、智圓の『索隱記』に記す故實等を採用したことを序文に記す。序には次のように記す。

吾先師昔居寶雲。嘗講斯典。其徒繁會。競錄所聞。而竊形卷軸。況筆寄他手。反羈乎曠遠之旨。至於援證經論。辭多舛謬。豫每一臨文。不能無慨。近因講次。憶其所領大義。撰成記文。仍採孤山索隱中俗書故實。用爲裨助。庶覽者不以事相之關係。但思理觀之爲益。時天聖五祀臘月三日記。

吾が先師は、昔、寶雲に住しこの經を講じた。この會に集つた多くの學徒は、競つて聞いたことを録し、竊かに卷軸の形にした。まして他人の手によつて筆録し、反つて曠遠の旨に羈り、經論を授證するに至つては、言辭に舛謬がある。豫は毎に文に臨んではこれを遺憾とした。近ごろ講の次に、解領した大義を憶い記文を撰成した。すなわち孤山(智圓)の『索隱』の中に引く俗書や故實を採用して裨助とした。庶くは事相に関わらず、理觀の益となすことを思わんことを。時に天聖五年十二月三日記す。

また、『金光明文句記』は、知禮の歸寂が迫つて帙を終ることができず、『捨身品』第一七までの經疏を釋して入寂した。門人の廣智尙賢は、その後を續け、『讚佛品』第一八を追作して、今日みるような完本となつたと、後敘に記す。後敘には次のごとく記す。

維昔先稟法智大師。嘗講次撰記解釋經疏。方終一十七品會乃歸寂。其最後讚佛一品。經旨幽邃疏科尙簡。而鉤索深隱固亦難矣。豫雖不敏。忝久親講授。遂纂集舊聞繫諸卷末。亦冀覽者豈貽續貂之譏云。

また、『佛祖統紀』卷一二(大正藏四九卷二二四頁上)に收める「尙賢傳」に、「又嘗著闡幽誌。以七種二諦。消光明諸經之王。法智是其說。及後作光明記。遂採用之」と記し、知禮は廣智尙賢の七種二諦をもつて經王を解する説を

是として採用したことを傳える。

天聖六年（一〇二八）戊辰。六九歳。正月五日。知禮示寂す。『實錄』には「於六年正月五日戊時。（中略）語畢驟稱阿彌陀尊號。奄然而逝」と記す。知禮は身を端して結跏趺坐し、大衆をあつめ説法し畢つて、阿彌陀佛の名號を數百回稱え、奄然として逝つた。龕をあけてみると、二、七日を経つても、爪も髪も俱に長び、顔貌は生きてゐるかのようであつた。また七日を過ぎて、南門の外に遷し、闌維に附した。馥郁たる異香が發し、火が滅した後も、舌根はくずれなかつた。舍利は五色にかがやき數えきれないほどあつたという。五歳を越え、明道二年癸酉歲七月二十九日に、弟子たちは靈骨を奉じ、崇法院の左に瘞め、塔を立ててこのことを識したと『實錄』は記す。「舍利は今も瑠璃瓶に藏れて、大悲閣の上に奉安してある」と『年譜』に註記がある（新版を出した元悟の註か？）。

『教行錄』卷七には、遵式の『祭四明法智大師文』『悼四明法智大師詩并序』を收める。

また、『四明法智尊者贊』（門弟子僧江稽首）。『宋故明州延慶法智大師眞贊』（節度制官朝奉郎試大理司直兼監察御史雲騎尉駱偃）。『延慶始祖法智大師畫像贊』（會稽郡王文惠公史浩）。『四明法智大師贊并序』（希顔讚）。『延慶法智祖師齋忌疏』（陳天愈）。『四明法智大師諱日疏』（雪溪希顔）。『延慶始祖法智大師忌疏』（此山可壽）。『重修法智尊者像志銘』（柏庭善月）の、贊・疏・銘文を収録している。

以上では、できるだけ知禮の生涯にそつて著述の成立年時を概観してきたが、この外の著述年時が不明な著述を以下に列挙しておく。

[48] 『禮法華經儀式』一卷（大正藏四六卷九五六頁下）所收は、撰者等明記されていないが、知禮の撰述書と判ぜられる（上杉文秀、大野法道説参照）。『法華經』の禮讚の行儀を記したもので、中に「命終之日。正念現前。面奉彌

陀。及諸聖衆。一刹那頃。生蓮華中。普願衆生俱成佛道」と記し、臨終念佛の旨がみられる。

[49] 『千手眼大悲心呪行法』（四明沙門知禮集）一卷（大正藏四六卷九七三頁上）は、「大悲心呪懺法」「大悲懺法」などと略稱される。唐伽梵達摩譯『千手千眼觀世音菩薩廣大圓滿無礙大悲心陀羅尼經』一卷に出る。「大悲心陀羅尼」八十四句を中心とする儀軌である。(一)嚴道場。(二)淨三業。(三)結界。(四)修供養。(五)請三寶諸天。(六)讚嘆申誠。(七)作禮。(八)發願持呪。(九)懺悔。(十)修觀の十科から構成されている。宋室の觀音信仰の高揚とも關係するものであろう。

[50] 『釋輔行傳弘決題下注文』一篇（『教行錄』卷二所收。大正藏四六卷八七〇頁中）は、湛然の『摩訶止觀輔行傳弘決』の題下に注する二十四句からなる文を釋し、湛然の意が『摩訶止觀』の「輔行」「傳弘」「決」の義を闡明にすることにあつたことを説く。首に「此之注文人多異說。今因講次故亦錄之。聊示諸生用袪多惑」と記し、知禮が講席に因んで説いたことは明らかであるが、撰時等は不明である。

[51] 『義例境智互照』一篇（『教行錄』卷二所收。同八七一頁上）は、『止觀義例』第五心境釋義例の第一四問答に、「照者方照。非說可窮。照者應說。非照可了。說者方說。非照可窮。說者應照。非說可了」とある八句の文意を釋したものである。撰時等は不明。

[52] 『光明玄當體章問答偈』（慈雲懺主問。四明法師答）一篇（『教行錄』卷三所收。同八七六頁下）は、前後二回にわたり、遵式が『金光明玄義』第五章當體得名について、法性を金光明と名づける意味を偈頌の形式によつて質問したのに對して、知禮が答えたものである。

第一回の問偈の序には、次のように記す。

遵式稽首。延慶法主。竊聞。邇曰縱辯宣揚金光明甚深法門。自惟。匏繫無緣擁座。且此經玄義示第五當體得名。

此意幽邃。曾彌夕思之不解。謹成偈句。奉以諮承。願說授外。一爲開決。願俟報音之來矣。

私儀遵式は、延慶法主に稽首します。近頃法主は辨舌を縦にして『金光明』の甚深の法門を宣揚しておられると聞いています。自ら顧みますと、匏繫たけのようによりどころもなく、講座をもつて参りました。『金光明經玄義』の第五當體得名の意は幽邃で、かつて夜を徹して考えましたが解りませんでした。謹んで偈句を作り諮承いたします。どうか私にも説示して下さり疑問を開決して頂きたく存じます。仰いで返信をお待ち申し上げます。

これに對する知禮の答偈の序は次の如くである。

知禮和南。靈山懺主。自倣饗禁足接武講科。雖爲道未深。且格言有在。茲蒙雄問。起自大悲。俾我推尋。令他悟解。因緣事冗。久失報投。今漫奉酬。幸希細覽。

私儀知禮は靈山懺主に和南します。私は饗に倣つて禁足し、祖釋をうけて講科しております。道を修めることは充分とはいえませんが、言を格すことはほほできました。ここにすぐれた問を頂きましたのは、大悲によるものであり、私に推尋させて、他に悟解させようとするものでしょう。多事にわずらわされ、返信が遅れました。今、とりあえずお答えします。どうか細かく御覽いただければ幸甚です。

殊に遵式は「法性本非質。金色由何生」と問い、知禮は「法性具諸色。名爲微妙色。法性具諸義。名爲第一義。此義與此色。豈可分爲二」と答えている。

第二回目の問答は、各各序に「遵式再以伽陀稟問延慶法兄。能一披覽。尙俟報音」、「知禮謹率愚抱。再答靈山懺主來問。幸希采矚」と記している。殊に、遵式の「水火性眞空。空誰分一異。循業而發現。從末方殊致。建立全由俗。云何勿名義」という問に對し、知禮は「法法皆眞常。名實皆尊貴」と答えている。

本書の撰述は恐らく『金光明玄義拾遺記』撰述の少し前位に當ると思ふが詳細は不明である。

[53] 『四種四諦問答』（四明法師問。門人自仁答）一篇（『教行錄』卷三所收。同八八四頁上）は、講義の次いでに弟子たちに四種四諦の義について試問したものである。門人自仁の答案を合せて收める。

序に、「四種四諦。出自大經。祖誥備陳。尋常說示。猶恐聞者領略不親。暗於文義。今因講次。卽此命題。仰各形言而伸釋之。延慶座主問」と記し、跋に、「以上四聖諦義。謹按山家教觀。略述梗概如斯。自仁言詞孟浪。學問疎慵。伏惟和尚不棄荒蕪。肯賜慈覽至幸。門人自仁謹答」と記す。

[54] 『再答日本國十問』一卷（『教行錄』卷四所收。同八九〇頁上）は、日本のある僧が送つた十條の質問に答えたものである。

題下に「此十門不知彼國何師所設而來。相傳但云。日本國問。四明法師答」と割注がある。この註記は『教行錄』新版刊行の際に元悟が加えたのであろう。

問答の内容は、(一)定性聲聞成佛。(二)闡提成佛。(三)草木成佛。(四)囑累品の位置。(五)今昔一乘同異。(六)提婆品以前に文殊入海がない義。(七)龍女成佛權實。(八)龍女成佛華座別圓。(九)華嚴法華舍利弗同異。(十)不還生五淨居に及ぶ。

『教行錄』同卷同所に『草庵錄紀日本國師問事』を收め、廣智尙賢の代にも、日中天台學の交流が行なわれ、廣智は紹良等の二人を遣わせ、金字法華經を齎したことを記している。

[55] 『上永安持山主書』三通（『教行錄』卷五所收。同九〇六頁上）は、永安悟持に送つた書簡である。道因（乾道乙酉歲一一六五年）・可觀（淳熙庚子一一八〇年）・曇瑩（乾道二年一一六六年）・清卿（紹熙壬子一一九二年）の跋文を收める。

『佛祖統紀』卷一一（大正藏四九卷二一三頁中）に、悟持の傳を載する。義通―興國寺有基―悟持と承ける。

[56] 『四明付門人矩法師書』十通（『教行錄』卷五所收。同九〇四頁上―）は、浮石山崇矩に宛てた書簡で、知禮の眞情をうかがうに足るものである。第二書には「仁岳有諫書上吾。汝曾見否。嗟小子狂簡。不知所以裁之」と記し、仁岳の異義を責め、『解謗書』を作る所以を記す。第六書は焚身の願を述べ、第八書では、『融心解』の添句等について述べ、第十書は、遺書である。

宗曉は『四明與矩法師書敘』（嘉泰二年（二〇二年）中秋後一日宗曉志）を記している。

[57] 『四明付門人琮法師帖』一帖（『教行錄』卷五所收。同九〇七頁中）は、傳教勝事の圖の開板流布を委嘱する書である。

[58] 『付彬閣梨遺書』一通（『教行錄』卷五所收。同九〇五頁中―）は、願彬に與えた知禮の遺書である。

以上、知禮の著述は總べて五八點を數える。その内譯は、註釋が八點。論說が一點。論議が一點。行儀が七點。辭が九點。書簡が一二點。跋が一點である。

知禮は、このような生涯とその著述において、天台宗第一七祖中興と崇められ、門下に廣智尙賢、神照本如、南屏梵臻の三流が榮えた。

三、結

最後に、本論で考察したところに基つき撰時順に、知禮の著述を列擧一覽すると次のごとくである。

- 1 金光明最勝懺儀一卷
- 2 釋難扶宗記一卷
- 3 答日本國師二十七問一卷
- 4 十不二門指要鈔二卷
- 5 謝聖果法師作指要序啓一通
- 6 上大雷菴長書二通
- 7 別理隨緣二十問一卷
- 8 天台教興起信論融會章一篇
- 9 四明法師復天童凝禪師第一書
- 10 四明又復天童第二書
- 11 四明十義書二卷
- 12 觀心二百問一卷
- 13 使帖延慶寺一通
- 14 延慶寺二師立十方住持傳天台教觀戒誓辭一篇
- 15 結念佛會疏一篇
- 16 授菩薩戒儀一卷
- 17 觀經融心解一卷

大正藏四六

卅續藏九五―四

錄四

大正藏四六

錄五

錄五

錄三

錄二

錄四

錄四

大正藏四六

大正藏四六

錄六

錄六

錄一

錄一

錄二

- 18 教門雜問答七章一篇
- 19 法智復楊文公書一通
- 20 楊文公三問並法智答一通
- 21 法智再書上楊文公一通
- 22 法智再啓復文公一通
- 23 法智謝李駙馬請住世書一通
- 24 法智駕楊文公加翰林書一通
- 25 法智大師謝楊文公啓一通
- 26 付神照法師書一通
- 27 釋請觀音疏中消伏三用一篇
- 28 對闡義鈔辨三用二十九問一篇
- 29 絳幃問答三十章一篇
- 30 法智謝李駙馬啓一通
- 31 修懺要旨一篇
- 32 觀音玄義記四卷
- 33 觀音義疏記四卷
- 34 觀無量壽佛經疏妙宗鈔三卷

四明知禮の生涯と著述

- 錄三
- 錄五
- 錄五
- 錄五
- 錄五
- 錄五
- 錄五
- 錄五
- 錄五
- 錄二
- 錄二
- 錄二
- 錄三
- 錄五
- 錄二
- 大正藏三四
- 大正藏三四
- 大正藏三七
- 二四五

35 付妙果法師書一通

錄五

36 料簡十三科一篇

(妙宗鈔四)

37 解謗書一卷

已續藏九五—四

38 答泰禪師佛法十問

錄四

39 再答泰禪師三問

錄四

40 夢魚記跋一篇

錄一

41 金光明玄義拾遺記六卷

大正藏三九

42 交法師授辭一篇

錄一

43 開幃試問四十二章一篇

錄三

44 放生文一篇

錄一

45 上曾太守乞申奏後園地書一通

錄六

46 璨法師授辭一篇

錄一

47 金光明文句記八卷

大正藏三九

48 禮法華經儀式一卷

大正藏四六

49 千手千眼大悲心呪行法一卷

大正藏四六

50 釋輔行傳弘決題下注文一篇

錄二

51 義例境智互照一篇

錄二

(52) 光明玄當體章問答傷二篇

錄三

(53) 四種四諦問答一篇

錄三

(54) 再答日本國十問一卷

錄四

(55) 上永安持山主書三通

錄五

(56) 四明付門人矩法師書十通

錄五

(57) 四明付門人琮法師帖一帖

錄五

(58) 付彬闍梨遺書一通

錄五

以上五八點が現存する。『問難書』『詰難書』『問疑書』『覆問書』『發願文』の各一卷は缺く（上杉文秀「天台宗典籍談」参照）。

（一九八五年八月稿）